

令和6年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和6年6月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年6月10日 9時30分			議長	重松一徳
	散会	令和6年6月10日 12時22分			議長	重松一徳
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員		6番	天本 勉		7番	松石健児
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 真崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田一也		産業振興課長		大石 顕
	副町長	熊本弘樹		まちづくり課長		井上信治
	教育長	柴田昌範		定住促進課長		山田 恵
	総務課長	平野裕志		建設課長		今泉雅己
	企画政策課長	亀山博史		会計管理者		寺崎博文
	財政課長	吉田茂喜		教育学習課長		古賀 浩
	税務課長	古賀満宏		福祉課参事		松田美紀
	住民課長	藤田和彦		こども課保育園長		舟木徳茂
	健康増進課長	村上妙子		産業振興課参事		佐藤定行
	福祉課長	戸井竜二		まちづくり課図書館長		城本直子
こども課長	山本賢子		建設課参事		酒井孝行	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第23号 | 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第24号 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第25号 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第4 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第5 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第6 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第7 | 議案第26号 | 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第27号 | 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第28号 | 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 報告第2号 | 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第11 | 報告第3号 | 基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第12 | 報告第4号 | 基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第5号 | 第3期基山町障がい者基本計画について |
| 日程第14 | 報告第6号 | 基山町土地開発公社の事業報告について |
| 日程第15 | | 委員会付託 |

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 議案第23号

○議長（重松一徳君）

日程第1．議案第23号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第23号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第24号

○議長（重松一徳君）

日程第2．議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の2ページをお開きください。質疑はありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）

おはようございます。

この文なんですけど、一番下のところに運営に関する基準ということで経過措置とございます。現在この経過措置、基山町は今どういう状況なのでしょうか、お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、基山町でいいますと、小規模保育事業所4つございますけれども、基山町にある4つの小規模保育事業所は全てA型と言われる施設でございます。今回の基準の改正の中では、原則として小規模保育事業所はゼロ歳児から2歳児までの子供たちをお預かりしておりますので、基準はこの3歳と4・5歳児の基準が改正になっておりますので、基山町内にある小

規模保育事業所A型の4つの園に関しましては、今回の改正を直接受けるもので、影響があるものではございません。今までも基準以上の保育士を配置して運営をされております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。

それでは、保育所等における職員配置基準を見直すためとございますが、すみません、基本的なことなんですけれども、認定保育園というのにも入るのでしょうか。また、幼稚園はどういうふうになっているのか、すみません、お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

市町村で認可できる事業所として地域型保育事業所というものが、新制度になってからなんです、保育園の新制度に移行してからなんですけれども、4つの型がありまして、小規模保育事業所ですとか、家庭的保育事業所、事業所内の保育事業所、それから居宅訪問型というような4つの型がございます。今その4つの型については市町村、自治体のほうがそれを認可するかどうかということを決めるということがございますので条例で制定をしておりますけれども、お尋ねがありました認定こども園ですとか、そのほかの保育園につきましては、国のほうの基準で既に内閣府令が施行されておりますので、そちらのほうの基準に従って配置基準が定められております。

ちなみに幼稚園でございますが、基山町にある幼稚園1施設は、この新制度のほうにまだ移行をしていない施設でございますので、今回の改正には影響を受けないものでございます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

おはようございます。

すみません、今お話を伺いまして、基山町では今のところ影響はないというようなことでお話を伺いましたけれども、1つちょっと気になったことがあって、今は3歳児と4歳から

5歳ということの改正ということですがけれども、今後、今該当するところはA型の4つの事業所とおっしゃいましたけれども、そこをゼロ歳から2歳まで、ここについても今後少し改正になるとか、そんな予定が国としてはあるのか。もう今のところは、何かそんな今後の、何かやっぱり保育士さんってすごく大事だから、そういうところの情報とかはあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ゼロ歳から2歳までの子供に対する保育士の基準の話ですがけれども、国のほうでも少し議論はあっているというふうな情報はあっておりますけれども、具体的な人数の話まではまだ聞いていないところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第24号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第25号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の4ページをお開きください。質疑はありますか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

このことについては、担当課のほうから説明がありましたけれども……

○議長（重松一徳君）

マイクをお願いします。

○11番（大山勝代君）

何かこれだけ大きな問題がさらっと可決していくということにすごい疑問を持って、例えば、議案書も数行、そして資料も新旧対照表の数行。でも、全国的にはこのことについては随分今まで批判もありましたし、反対の声もあって、トラブルがたくさんある

というそういう情報の中でこれが通っていて、そのまま来年に例えば私が無保険証になるということがどうも納得できないのですが、もう少し説明をいただけませんか。例えば、どのくらいの人が今一本化に対して取得をしている。基山ではどうか。以前言われたとは思いますが、お願いします。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今、議員御指摘の部分、今回の改正の部分、確かにちょっと資料的にはさらっとしておりますが、これは後期広域連合が行う事務と各市町が行う事務、こういったのはこの規約の中で規定をしているものでございます。マイナンバーカードと保険証の一本化によりまして、その辺の事務に変更は出てこないんですけれども、用語が変わることによって今回規約を改正するというものでございます。

そもそもの保険証の取得率でございますが、すみません、昨日の松石信男議員の一般質問でお答えしていて、今日はちょっと手元にその数値は持ち合わせておりませんでしたけれども、取得数のほうが上回ってはおります。持たれていない方と持たれている方で、割合で申しますと、持たれている方の割合のほうが多い状況でございます。

ここの辺の周知につきましては、今後も住民さんが混乱しないように十分周知を図っていきたく思いますし、当面の流れとしましては、来月、後期高齢の保険証のほうも各被保険者さんに配付がされます。その保険証につきましては向こう1年間、令和7年7月31日までの有効期間となっております。これまでの、来年の7月末までは今までと変わらないこの紙保険証での対応が可能となっております。

それ以降におきましては、先ほど議員言われました無保険ということではなくて、形が資格確認書という形が変わりますが、そちらもサイズの的にはカードタイプ、今までの保険証と変わらない大きさを御自宅に届きまして、そちらを病院のほうに持っていかれば、病院のほうで受診する流れはこれまでと変わらないというものでございますので、内容につきましては、まだ住民さんもよく御存じでない方多くいらっしゃると思いますし、御批判等もあるのも存じ上げておりますが、情報提供については周知に十分努めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

何で、ここで議論することじゃないかもしれませんが、何で政府がこれだけ住民の反対を押し切るのか。その辺、何か発言できますか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

国のほうが打ち出しておりますのが、今回、保険証が先立って公的証明書で進んでおりますが、今後、マイナンバーカードでは運転免許証も組み込まれたりだとか、このマイナンバーカードを使ったサービスというのが今後拡充されていくものと思います。今、複数のカードをそれぞれ持っている。保険証も別、運転免許証も別、病院によってはその受診券も別というばらばらなものが、マイナンバーカードを持っておけばいろんなサービスがその一枚で受けられるということの流れの中で、第1弾がこの保険証ではないかと思っております。

住民さん、不安視されているいろんなトラブルが起きておりますが、今現在、そのシステム根本を揺るがすようなエラーといいますか、不具合ということよりも、人の手による作業の中でそういった不具合なりが出てきておるといところでございますので、そこについては国のほうも改善を随時しながら、より精度の高いシステムにつくり上げられているものと思っておりますので、そういったマイナンバーカードを活用した公的サービスの流れの中での第1弾がこの保険証ということに今なっているのではないかと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

運転免許証のことも言われて、片方では便利になる、財布に私がカードがいろいろあるのが減るといのは、それは分かります。だけれども、逆のところでは不利益というのが随分あると思いますが、先ほど言われた中に、ちょっと資料を読んだら、29項目がここにこうなるという話なんです。だけれども、ヨーロッパでは、健康に関わること、その人の医療に関わること、それについてはひもづけをしていないというのがあるんです。

そのところが、日本が何でそこをひもづけするのかというのを、背景を今私が聞いたのは、やっぱり医療費、社会保障の全枠を国の負担を減らしていく、そして住民の負担を増やしていく、そういうことがもう見え見えというか、それは財界の要望でもあるだろうし、そういう意味で今回の一元化については歯止めがかけられないのか。いろんなところでの歯止めはあっているのは分かりますけれども、その辺をもう少し教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

ちょっと、質問の答えにはならないのかもしれないんですけども、いろいろ問題が出てきている中で国のほうが進めておる事業でございます。実際のところ、私たち事務方レベルでも、あまり保険証の一本化に関する詳細な説明もない中で結構進められている部分もありまして、昨日も担当課長説明会等もある中で、各市町からもかなり多くの質問が国のほうに寄せられておりました。という感じで、事務方のほうもなかなか不安なまま、刻一刻と12月の開始を迎えることに今なっておりますので、本来であればもうちょっと時間をかけてもいいのかなと私個人的にも思っておりますが、今のところ国のほうはもう延期するような姿勢は全く見せておりませんので、今私たちができることといえば、もう住民さんのほうに混乱が生じないようにきちんと情報を丁寧に伝えていくということぐらいしかちょっとできませんので、その辺に力を注ぎながら、混乱が起きないように進めていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第25号に対する質疑を終結します。

日程第4 承認第2号

○議長（重松一徳君）

日程第4. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の6ページをお開きください。6ページ、7ページ、8ページ以降。質疑はありますか。末次議員。

○9番（末次 明君）

おはようございます。

定額減税は国の施策でございますけれども、高額所得者を除いて、基本的に給与所得者は給付金をもらう、今まで給付金をもらうということありましたけれども、今回は減税をされるわけなんです、そうすると、国民の関心が何かいまいちなのかなと思うわけですが、基山町としては、こういう形で減税になりますよという広報をされる予定はあるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この定額減税におきましては、まず、もう住民税のほうは賦課されていますので、そちらの住民税の通知が今ちょうど届いている頃かと思っておりますけれども、そちらには定額減税の内容だとか、ホームページでも詳しい内容を掲載しております。

それから、また、こちら定額減税で減税し切れない方というのがいらっしゃるんですけども、そちらの方に関しましては給付を行うようにしておりますので、そちらの通知も皆様に、対象の方には通知を差し上げて、そこで内容の説明をその中とする予定にしております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

例を挙げますと、例えば私なんかは当然高額所得者じゃありませんから、基山町から議員報酬を頂いていて、妻を扶養者として扶養しているわけですので2人います。そうすると、3万円、3万円の6万円と、所得税が1万円、1万円で8万円になるのかなというふうに思うわけですが、そういうそれがいつ頃になるかというのは、そこぐらいはやっぱり町民の関心もあるのかなと思うんですが、何月頃にじゃあ実際の給与明細の中で示されてくるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

定額減税をされる時期というのがそれぞれ皆さん違っておりました、給与所得者でいうと、6月の給与から引かれる方もいらっしゃいますし、年金所得者でいいますと10月の年金の引かれる分からになります。それから、自営業者などは確定申告のときにするような形になっておりますので、それぞれ違っておりますので、かなり説明というのが複雑になっております。なので、今ホームページとかでは詳しく載せているんですけども、それぞれ該当する方、それぞれの時期に通知を差し上げて、年金に関しましてはうちから何もちょっと通知を差し上げることができませんので、恐らく年金機構からの通知などには載ってくると思うんですけども、住民税に関しましては、うちのほうから住民税の通知の中に詳しい内容を書いた説明と、また、ホームページにその時期になるとまた詳しく上げて周知を図っていくとは思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

なかなかホームページを見たり、私たち議員でも資料たくさん頂いているんですけども、これを全部読むというのも大変でございますし、そのあたりというのは問合せとか役場のほうにあるかと思えますから、ぜひ丁寧な対応をお願いいたしたいと思えます。回答は結構です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）

今お話の中で、免税し切れない場合は別途給付金、調整給付が支給されるということで、それは通知が来るといふふうにおっしゃってございました。ちなみに、この作業はいつまでぐらいかかる予定でしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

調整給付の処理作業につきましては、一応、今、今度の6月補正で給付支援サービスというのを使う予算を上げさせていただいております。それが、国からの補助が3か月分しか

いために3か月しか使えないんですけれども、一応予定としては、8月、9月、10月にそのシステムを使って申請をしていただくような予定にしております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、膨大な作業がこれから必要になってくるかと思うんですが、その流れとどれくらいの時間がかかるのか、見込みをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

まず、給付する流れなんですけれども、定額減税をし切れないと見込まれる方を今ちょうど抽出する作業をしております。抽出したデータをそのシステムに反映させて、そこから通知を、恐らく8月になるのではないかと思うんですけれども、通知を差し上げて、8月、9月、10月ぐらいに申請をしていただく。今考えているのが、皆さん、仕事をされている方が多いと思いますので、一応紙ベースの申請ではなくて、マイナンバーカードを使ったウェブでの申請ができるような形を想定しておりますので、10月までにその申請をしていただいて、11月ぐらいまでには給付を完了したいと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

すみません、基本的な質問をさせていただきます。

その定額減税の件なんですけれども、これだけの人口、基山町の人口からして、細かな作業が増えると思いますけれども、ちょっと申し訳ないけれども、基本的に、町民がこれはおかしいよという疑問を持つというか、そういうことってあるんですか。もうそちらのほうでは、執行部のほうではシステムによってされるので、町民がそういう気づきがあるものか。また、もちろん間違いがあってはなりませんけれども、そういうところの注意というか、そういうところを一つまずお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

こちら給付につきましては、去年の所得を用いて今年の所得税額を推計したところでの給付をするものとなっております。定額減税の所得税に関しましては、今年の所得から実際はすることになりますので、年末調整とか、確定申告のときにそちらが精算されるといいますか、正式にはそこで、例えば、新たに扶養に入った方とか、新たに子供が生まれた方に関しましては、そこでちゃんとした額になるという形を取らせていただくような形にしております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

税金ですから、間違いなくなさると思いますので、そこら辺を注意してしていただきたいと思います。

もう一点、もう一つのほうが固定資産税の部分の延長、これって5%でしたっけ、何か毎回出ている。これまで何回出ているんですか。何でこう毎回なるのか。これは、国がそういうふうに通知をしているので執行部としてはやらざるを得ないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

固定資産税（土地）に関する負担調整措置なんですけれども、平成9年の評価替え頃から土地の価格とかがいろいろばらつきが出てきまして、その頃からの制度となっております。それで、基本的には評価額と課税標準額は同じじゃないといけないんですけれども、あまりにも高くなった土地とかがそのまま課税されてしまうと何倍にもなりますので、そういったことを考慮されてこの負担調整措置というものがつくられております。それが、基山町ではある程度落ち着いてきたんですけれども、またちょっとここ数年地価が上がっておりますので、そういった負担水準のばらつきがまた大きくなると見込まれておりますので、まだ現在も3年置きにずっと延ばし続けているというような状態でございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

3回目ですかね、私。

○議長（重松一徳君）

はい。

○8番（大久保由美子君）

よかった。

町民にとっては据置きがありがたいですよ。いずれは国の財政だ何だを考えられて上がるかもしれないということですが、見通しとしては、課長としてはどのように見られますか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

基山町では、負担調整措置もある一定まで来るともう上がらないようになっているんですけども、基山町に関しましてはそういった土地も多くなってきておりますが、やはり地価が高いところ、都会のほうとかでいくと、まだそこまで来ていないようなところもございますので、全国的な制度ですので、この制度はもうしばらく続くのではないかと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

日程第5 承認第3号

○議長（重松一徳君）

日程第5．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、少々お尋ねをします。

資料25ページでよろしかったでしょうか。

○議長（重松一徳君）

資料の25ページ。ちょっとお待ちください。タブレット。

○5番（中村絵理君）

改正概要、こちらのほうが、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に関わる課税限度額を引き上げて、低所得者に対する5割または2割軽減判定所得の基準を引き下げると。要は、所得が多い人からちょっと多めにもらって、所得が少ない方たちは来年度少しまた下げようと、そういうことかなと思うんですけども、それでよろしかったでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今御質問いただいたところで申しますと、上限額が2万円上がりますので、高所得の方からまた応分の、より多くの保険税頂くというところは合っております。

中低所得の方を下げるということではなくて、保険税全体として捉えたときに、高所得者の方から少し多く頂くことによって保険税全体が賄われることとなりますので、低所得または中所得者の方の保険税を上げなくても全体の保険税が賄えるという意味での中低所得者への配慮という部分でございますので、金額的に直接的に下がるとかいう影響は出ないんですけども、そういう総額という捉え方での表現となっております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ありがとうございます。

でも、高額所得の方、特に国民健康保険ですから限られてくるというふうには私は思っているんですけども、ずっと高額所得者の方からの徴収分というのは少しずつ昔から上がってきているというふうには伺っております。ですので、これ一体どこまで上がっていくのやら。結構、高額に収入がある方でも、やっぱり相当保険に加入の方々も減ってきておりますし、あと、75歳未満、その65歳から70歳ぐらいまでの74歳ぐらいまでの、この方たちもほぼほぼお仕事がなくなるというか、持っていない方も多くなってまいりますから、今後。こういったときに、また、そうしたらどこからお金をまた供出してい

くのかという、そこがまた問題になってくると思うんですけれども、今後の動向というのは何かしら御存じのところがあれば教えてください。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

この上限額の設定につきましては、やみくもにどんどん上げていっているというわけではなくて、国のほうが全保険者の中の上限額に達する割合を見られています。全保険者のうち何割がこの上限に達しているのかと。その目安が大体1.5%と今、国のほうではされています。1.5%ぐらいが上限額に達するぐらいになるような金額設定をしていくと。ちなみに基山町の場合ですと、ちょうど今朝ちょっとその数字が出てきたので、この上限額に達した世帯をはじきましたら24世帯となっております、今年度、令和6年度で上限に達しているのが。これは、基山町の保険者でいくと1.2%か1.3%ぐらいの割合になるわけですが、一応その辺の今後の動きとしましては、こういう高所得の方がどのぐらい増えていくかということでもた金額が変わってくると思いますので、物すごい高額の方がたくさん日本国内でたくさん出てくれば、その辺の金額がまたどんどん上がっていくということは出てくると思いますが、根本にありますのは、保険税が高い人や低い人であっても、医療機関で受ける受診内容は変わらないんです。ですので、同一サービスを受けることに対しての納める税金の額があまりかけ離れると、それはおかしいんじゃないかという考え方もございますので、国のほうとしては、今現在はその1.5%という目安を基に設定されてありますけれども、またこの辺が今後もまた状況によって変わる可能性はございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとうちの所管ですけれども、ちょっと基本的な、今、課長が答弁いただきましたが、基山町で106万円課税限度額に達する人は24世帯というふうな。これ所得でいいますと幾ら以上になるんですか。それは、急に言うからちょっと、ちょっとあしたの委員会の中で聞くことと、具体的に聞きたいと思いますが。いや、急に言うたから、分らなければいいです。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

すみません、ちょっとその辺の試算は今手元に数字は持ち合わせておりませんが、一千何百万円か、1,000万円ちょっと超えるぐらいのところが大体この辺の条件に入るものではないかと思っております。（「あした委員会で正確に答えて」と呼ぶ者あり）分かりました。あした、また委員会までには用意しておきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

日程第6 承認第4号

○議長（重松一徳君）

日程第6．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の20ページをお開きください。いいでしょうか。20ページ、21ページ、22ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、24ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、第2表 地方債補正。末次議員。

○9番（末次 明君）

地方債補正についてお伺いいたします。

誤って処理をしたということでしたけれども、ある意味では、今の時期でも気づいてよか

ったなどとも言えるわけですが、このようなミスは、どのようなチェックをしたときに誰が気づくものなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回のミス、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ということで、土木債と教育債、その項目についての予算計上を誤っておりまして、国のほうに起債の借入協議を、3月の下旬ぐらいから実際の借入協議をするんですけども、その際に、これは土木債ではなくて教育の基山中学校のエアコンの整備ということが分かりましたので、そのときに担当者のほうが、これは土木債ではなくて教育債だということで気づいてから、3月末の専決処分のほうに計上の組替えをお願いするという対応することといたしました。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

回答はいいんですけども、今回のような単純なミスは、ぜひ起こさずにいただかなくちゃいけないと思っておりますし、このミスというか、誤った処理ということで何らかの影響はなかったのか。仮にそのまま経過して、もう年度、当然、今、年度替わりしているから今やっているんでしょうけれども、何らかの影響は最終的に出てくるんですか。回答やっぱり求めます。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の改正によって、借入れ自体ができないという……このまま改正をしなかった場合でも、その借入れ自体をできなかったということにはなりません。単純にどこの項目に借入れを行ったかというのが決算書上で出てくるだけではございますけれども、正しく教育債ということで借入れをしているということで、今回決算、今後、決算書等にも出てまいるようにしておりますので、3月で分かった時点で正しい組替えを行ったところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

令和5年度基山町一般会計歳入歳出補正予算（第12号）の事項別明細書に入ります。

事項別明細書をお開きください。いいでしょうか、タブレット切替え。

3ページ、歳入、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、10款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、寄附金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページ、町債。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、歳出に入ります。17ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

19ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ以降。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、承認第4号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

27ページをお開きください。27ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、第1表、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、歳出、30ページまで。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

31ページ、第2表 債務負担行為について。末次議員。

○9番（末次 明君）

集落支援員の人件費ということで、令和7年度、令和8年度、2年分の限度額842万3,000

円ということですがけれども、農産品の開発ということ聞いておりますけれども、具体的にどのような指示をして、どういう成果を上げていただきたいということでこれを上げられたんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

ちょっと資料の35ページをお開きください。

どちらが答弁。佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

今回の債務負担の集落支援員の令和7年度と令和8年度分については、現在も酒かすを利用した商品の開発とか、柿をペーストにした商品開発のようなのを現在も行っております。そういったのを引き続き、今回、10月1日より一応集落支援員さんを雇用させていただこうと思っておりますけれども、そういったのを引き継ぎながら、また新たな特産品、基山町の果樹とかを利用した柿と同じようなペースト、そういった新しい新商品の開発、そういったのをさせていただこうと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

ぜひ実りのある、実際にもう産業化ができて、これに関わる方が基山町内で起業されるように願っているわけですがけれども、これというのは、もうある程度どのような方ということ想定しながら今回は募集をされるんでしょうか。それとも、基山町のこの思いに応募された方を皆さんで選んで選定するという、どちらでされるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

今のところ募集については、一応募集をかけますので、どの方というように今限定しているわけではありません。一応募集をかせせていただいて、募集を受けられた方、その中から選定していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

集落支援員とか地域おこし協力隊の方に私として、町民として望むのは、私は、町からの指示でするんじゃないなくて、自分の思いをこうしてやっていますから、これを基山町でぜひ実現させたいという思いでやってきていただきたいというふうに思っているわけなんですけれども、そういうふうな採用された方の意見を聞くという、そういう方針は貫かれるんでしょうか。そこは貫いてほしいんですが、いかがですか。

○議長（重松一徳君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

集落支援員さんの意見も聞きながら仕事のほうをしていただきたいと思います。とっております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）

すみません、基本的なことを伺います。

集落支援員さん、そして今、末次議員もおっしゃいました地域おこし協力隊さん、そもそも何を、どういうことをしていただく方なんでしょうか。それぞれ御説明をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

どちらが答えますか。大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

産業振興課の所管でもありますので、私のほうで回答させていただきます。

地域おこし協力隊、そちらのほうについては、こちらにもミッションがあったりするんですけども、基山町のほうでは主に商工のほう、観光のほうの振興という形で雇用していることが多くございます。こちらのほうは都市圏、基山町とかではなくて都市圏のほうから、基本的には大都市圏、東京都であったり、関西、関東、そういった都市圏のほうにもともと住まいの方を基山町のほうに居住してもらって、基山町の地域振興のために尽力していただくというような制度になっております。

集落支援員のほうは、もともと基山町にいらっしゃって、基山町内のことに精通されてある方を主に雇用しております。そういった今までの知見とかを生かして集落の支援、この集落というのは地域に限定するものとかではなくて、幅広く集落というふうに捉えていいこ

とになっておりました、基山町内のそういった各地域とかの問題だったり、そういったところに向き合っていて、町の方向性と各集落支援員であったりそういったところの得意とする分野、そういったところを生かして地域活性化を行っていくような、そういった制度になっております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、今何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

集落支援員さんについては産業振興課で3名となっております。地域……（「うち1人」と呼ぶ者あり）すみません、産業振興課で2人、まちづくり課で1人……（「いや、3名」と呼ぶ者あり）すみません、産業振興課で3名とまちづくり課で1名の集落支援員さんとなっております。（「地域」と呼ぶ者あり）まちづくり課で地域おこし協力隊が1名、集落支援員が産業振興課で3名となっております。

○議長（重松一徳君）

正確に答えてもらいたいというのもありますので、再度調べて、あしたの委員会等でこれは報告をまたお願いしておきます。いいですか。いいでしょうか。ほかにありませんか。31ページいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それでは、32ページ……中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、どうしようか、またすみませんと言ってしまった。

この集落支援員というところで、調べていただくということなんですけれども、産業振興課で3名ということで、多分今回この議案に載っている債務負担行為は、広報きやまに今回写真が載ってあった方だなというふうに私は理解しているんですけれども、そ

れとはまた違うんですか。ちょっと教えて。

○議長（重松一徳君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

今回、議員さんが言われる広報紙に載っている方とまた別で、10月1日から新たに雇用する方の分を債務負担として上げさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

じゃあ、その件もちょっと資料に詳しく書いておいていただけるとありがたい、この次、委員会までに。

それで、私思うんですけれども、集落支援員というイメージが、先ほどおっしゃった幅広い、集落とは何ぞやと幅広い意味で捉えているということなんですが、総務省の資料によると、集落支援員とは何ぞやということになれば定義がどうも違うから、かなり広い意味なんだなと思うんですけれども、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握などを実施するというような集落支援員の定義なんです、総務省にしてみれば。もうこれはとても広く捉えられるということなので、それで3名ほどいらっしゃるんですけれども、産業振興課に。この定義がきちんと当てはめられているのか、それとも、こういう幅広い集落支援として、集落として考えていただいてよいという今御答弁でしたので、そのところ基山町はどういうふうにもうちょっと捉えているのか、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

その件について、すみません、今、資料を持ち合わせているわけではないんですけれども、総務省の出しているQ&Aの中にそういったところも記載されておまして、基山町においては、例えば、例で挙げますと、今雇用しております生産者支援、特産品の開発、そういったところに係る集落支援員につきましては、そういった生産者の支援、

これは特に農業者ですけれども、そういったところであれば、基山町内いろんなところに生産者はいらっしやいますので、例えば、それが園部地区とか、宮浦地区とか、そういった地区に限らず、広くそういった課題を有している場所については、その集落支援員の支援の対象の地域というふうに捉えて支援しているというところで整理をしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、32ページ、第3表 地方債補正について。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、事項別明細書に入ります。タブレット切替えをお願いいたします。いいでしょうか。

では、3ページ、歳入、14款2項1目、3目、8目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、15款3項1目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、16款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、17款1項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、18款1項2目、10目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、20款3項9目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、20款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、20款5項3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、21款1項1目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、歳出に行きます。1款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、2款1項1目、2目、3目、14ページの4目、5目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、14ページの6目、15ページの分です。6目、まずは企画費だけ。企画費で何かありますか。企画費です。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

所管ですけれども質問させていただきますが、地域公共交通の分です。今度の実証実験の分ですけれども、基山町で大型バスを活用していきたいというような実証実験、このバスの分についてですけれども、なのか、それとも地域公共交通として様々な可能性を探るような実証実験なのか。それともそれ以外であればお答えいただければと思います。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちら今回の実証実験では、東明館学園さんからの御提案で通学のスクールバスを活

用させていただくような計画を立てました。というのも、令和4年3月に策定しました基山町の地域公共交通計画、こちらの施策としまして、多様な地域輸送資源の活用というような目標、施策の内容を計画の中に入れております。今回は、実証実験を国の補助金を活用しまして多様な地域輸送資源の活用というのを実験をさせていただきたいと思っております、今回このような計画をつくっております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

今回、東明館さんのほうが大型バスを購入するということですが、実証実験をやりましたが、やはり基山町では大型バスの利活用としては向いていないとなった場合に、実証実験後はもう利用しないという可能性はあるのか。また、その場合、交付金の利用として問題がないのかというところでお答えをお願いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちら東明館さんのほうが、今回の実証実験に限らず、もともとバスは購入される予定だったということでお話は伺っております。

今回、実証実験の補助金を活用してバスを1台購入されるんですけれども、実証実験後に町のほうとしてやっぱりちょっと通学バスの活用は難しいということになりましたら、一応その協議は続けていく、本当にどういう点が問題だったのかというような協議は続けたいと思いますが、実際にバスを活用しなかった場合というのも国の東京の国交省のほうに確認しましたが、通学バスとして御利用されるということであれば、町の活用が難しくても特に問題はないというふうの確認を取っております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

すみません、3回目です。

大型バスの二酸化炭素排出量の視点から、基山町、ゼロカーボンシティ宣言を行っている町ですので、これがふさわしい公共交通の在り方なのか。今回、役場から基山駅の

往復なので乗車数としてはそんな多くないと思うんです。でも、乗車数がすごく多い場合は、すごくそれは二酸化炭素排出量としてはいいかなと思うんですけれども、この点について、まちづくり課長のほうがいいですか、お願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

移動における脱炭素の削減というのは大事なことを考えております。

ただ、まだバスの電気自動車関係につきましても、まだ普及もまだ進んできている状況ではありませんし、相当高額な金額ともなります。民間団体のほうがそういうバスだけじゃなくて、そういうトラックとか、そういうところで社会的な取組が必要となってきたおると思いますので、今後、町でも何か支援できたり、情報共有、情報の提供ができたりするものは、積極的に行っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

同じく15ページの18節、コミュニティ助成事業補助金、これは5区で200万円。歳入にもありましたよね、雑入というんでしょうか、20款のところと同じに。これ何か久しぶりに、何か自主防災に対する補助、5区のです。私ちょっとこれを見たときに、ちょっと規約というか、そういうの見ようと思いながらちょっと調べ不足なんですけど、今回どういうところでこの歳入歳出が発生したのか、ちょっと詳しく説明ください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

すみません、これは毎年区長会のほうで御説明をさせていただきまして、自治総合センターのコミュニティ助成事業の御案内をさせていただいております。これまでも自主防災の関係では多くの区がお申込みいただいております、これとほかに備品の整備もごございます。そういうところで、大体毎年どこかの区がお申込みいただけるように御案内をさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そういう形で3区のほうも頂いたりもしていますけれども、一応、それこそ規約を見ていないんですが、一応それぞれの区が一応1回というところでしょうか。やっぱり最近、大変災害等で備蓄とか、自主防災会の活動とかもございますけれども、今どれぐらい、ちょっと急なあれで資料があるかどうか分かりませんが、これまで何区ぐらいがこういう自主防災のそういう補助金を受けられているのか。17区あるうち、ないところが次々と補助金は申請できると思いますけれども、それでも今までに受け取っても、これがちょっと防災的に欲しいとかいうときは再度できるものでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ちょうど手元に8年分のそういう実績がございますので、お答えさせていただきます。

この8年間では、自主防災では15区、2区、それから14区、7区、5区の5つの区が自主防災のほうで出されております。こちらは200万円が上限となっております、ほとんどの区が満額を頂いております。

それから、それ以外では備品の整備、こちらのほうもそれぞれもう1周、全ての区は一度もうもらわれておりまして、今2周目といいますか、2回目のところもございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。ほかにありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）

すみません、先ほどのところに戻ります。20節のところなんですが、資料の40ページ。

○議長（重松一徳君）

ちょっと待ってください。資料の40ページをタブレット開きます。どうぞ。

○2番（水田志保君）

デマンド交通のウェブ予約システムを導入するということなんですが、利用されるのは主に高齢者の方かと思えます。ウェブ予約ができるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

一応今回の想定では、資料の41ページをお願いします。

①の新たなモビリティ導入の一番下の予約方法ですが、電話の予約とウェブ予約を考えております。議員おっしゃられましたとおり、ウェブ予約だけにしますと、ちょっと高齢者の方使いにくいと言われる方もいらっしゃるかと思いますので、今回、電話の予約とウェブ予約を両方併用したいと考えております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、システム料はどれくらいを予定されておりますか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

まだちょっと補助金を申請したときの概算の見積額しかないんですけれども、ウェブ予約の予約システムの構築費用はおよそ340万円で想定しております。ただし、こちら補助金の採択を受けるために金額を出しておまして、今から具体的に補助金の交付申請を受けます。そのときに改めて金額見積りを取りますので、金額少しずれてくるかもしれない状況です。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、この予算が通ったといたしまして、システム料340万円ぐらい、今のところ見積りということなんですが、それで終わりではなく、その後も続けていくということになるんですが、継続していけるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の分では、ちょっと予約システムの構築の費用と、あとはデマンド交通の配車システムは昨年度の補助事業でつくっておりますので、その予約システムの使用料と配

車システムの使用料の3か月分で120万円というような金額が上がっております。これが3か月になりますので、1か月40万円ぐらいになるかと思っております。

このシステムを一応構築はしておりますが、今回3か月間実証で使いますが、本格導入になった場合、この金額を少し精査したり、金額については今後検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

私も同じところでお尋ねをしたいんです。

こちらの事業説明書とその次の資料を拝見させていただいたんですが、どうも、これは私の中で、これ私の私見ですけれども、何か国スポと東明館とこのデマンドがうまく絡み合っているんです。それは、もちろん、以前私が公共交通のことを、コミバスのことをいろいろ質問させていただいたときに、今度からいろいろな町にある資源、例えば東明館の話もあったし、そういうところからもいろんなバスとか使えるものを使って町をもっと便利にしましょうと。それすごくいい案ですよと私は言っていたと思います。けれども、今回あまりにもこれが一緒になり過ぎて、何か事業計画・内容の概要と目標、必要性、効果というのが、何となくぱちっと当てはまらないんです。何となく表向きの目標と本当の目標が何かちょっとずれているというか、そんなイメージが私はちょっと解せんのですけれども、これで果たして東明館のバス、結構あの大きいバスですよ、あれを使うわけじゃないですか。ちょうどこれが9月から、9月、10月、11月でしたっけ、ですよ。この間にじゃあこの東明館のバスをどこに使おうとしているのか。それもはっきり分からないし、その間にコミバスはちゃんと今までのルートを回っていないと町の人たちには不便です。そういうことをずっと想定していくと、本当にこの実証実験がこの時期にこのパターンでやっていいのかということは、はたまた私は疑問だし、それから、もしこれが、この実験をやったですよ、国スポという全く違う、非日常的な基山町の生活の中で違うので実証実験をやったとする。これが失敗したという判断をするのか、成功したという判断をするのかの基準が分からない。これが分かってくれば、次に、例えば成功したから次に移りますよと言っても私は納得できるんですけれども、すみません、私の質問がちょっと複雑かもしれないんですけれども、ちょっ

とそここのところを、正直なところ、これをどういうふうにしたいのかというのをもう一回説明してもらっていいですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

すみません、ちょっと成功とか失敗の基準を、今伺いました限りでは、実証実験の通学バスの利用が成功したか失敗したかという意味に私捉えたんですけれども、そちらでよろしかったでしょうか。国スポのほうは成功、失敗という、もう一度質問お願いします。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、私どうしてもここのデマンドのこの通学バスです、東明館の。これって、例えば、走らせる場所ってもう限られていますよね。もう中山間とかに入れないじゃないですか。けやき台にも入れないですよ。だからもう使う場所は決まってきます。これで、その中って今結構コミバス1号車が結構走っています、結構便利なところですか。どういうふうにするんですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちらのほう、資料の41ページのほうに載せておりますが、②通学バスを活用した定時路線バスとの重ね掛けの運行区域を基山駅から基山町役場としております。

今、議員おっしゃられましたとおり、通学バスが大きいサイズになりますので、中山間地域等にはちょっと運行が難しいような状況です。最初この御提案を東明館のほうからいただいたときに、町としても48人乗りの大きいバスだったら運行できる区域が限られてしまうので、小型のバスをもし買われるのであればそちらのほうを実証実験に使えませんかというような御提案はしたんですけれども、学校としては、やはり大人数の生徒さんたちを一度に通学で使いたいということでバスの大きさは48人乗りということでしたので、運行できる区間を基山駅から役場としております。

こちらの区域につきましては、1号車、2号車、中心部巡回線で走っている区域にはなりますが、役場までの便数は少ないというような声はいただいておりますので、その方々に実証ということで御利用いただければと考えております。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

国スポのほうでは、大会期間におきましては、基山駅から町民会館の前まで、こちらをできれば20分間隔ぐらいでお待たせしないようにピストンしたいというふうに考えております。同じ時間帯でこのバスと重なる部分があれば、今後調整していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。（「すみません」と呼ぶ者あり）井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

すみません、使用するバスは社協のバスでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

それと、私はこれを想定されるのはいいんだけど、タクシーも2台でやってくれと言っているけれども、この期間中って意外とほかの、佐賀県自体も最近、どこの県でも、タクシーの運転士不足です。皆さん本当にお辞めになっている。私の知り合いの方も辞めちゃっているとか結構あるけれども。ちょっと待っという。あるけれども、そういうところの心配。ほかから応援はオーケーですよと全協のときに言われましたけれども、本当に大丈夫なんですか、たった2台で。そういうのも考え、もうオーケーだと思ってこれをやれると、実証実験として成立すると思ってこれはやられるんですよね。そのところ確認してもいいですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

昨年度、1か月だけでしたが実証実験をしたときも、タクシー車両2台で10区と13区

だけを運行しております。その際に、御利用はいただいたんですけども、乗り合いの率が全くなく、ほぼ皆さんお一人で使われていたというような状況がございますので、基山タクシーのほうと今回の補助事業を計画する際に話しまして、基山タクシーが今回の実証実験で出せる車両2台で、あと町内全域をこの2台でも賄えるだろうと判断しまして今回2台としております。基山タクシーのほうとは、今回のこの期間、12月はどうしても避けてほしいと言われておりますので、9月、10月、11月の3か月で対応するようにしております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

所管ですけども、すみません、お尋ねします。

今回のやつはMaaSの実証ということで、ウェブ利用の予約ということで、今、水田議員からも御質問ありましたですけども、基山町の人口サイズ、マーケットサイズから考えると、約1万7,000人の人口で、成人といいますか、有権者が約1万2,000人、高齢者が約5,000人ということで考える。このデマンドタクシーを利用するのは、ほぼほぼ高齢者の5,000名である。この5,000名というサイズの中で、本当ウェブ予約というこのシステムを必要なのか、これを実証する価値があるのかというのをお聞きします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回、実証としてウェブ予約のシステム構築を入れさせていただいております。実際導入するに当たり、ウェブ予約を導入するかどうかというのを判断するために今回実証実験をさせていただきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

では、実証に向けてということですけども、他の自治体でいろいろもう導入しておられる自治体もございます。昨年、所管の研修事務調査で行かせたときに、長野県の茅野市でしたですか、もう既にやっていて、非常に利用率がやはり2割なかなかない

と、高齢者なんでということでございました。負担が非常に大きいんです。逆に8割の方が電話予約であるということです。これを、利用率を上げる方法というのは、ウェブ予約を利用率上げるという方法ですよ。AIの音声予約というのがもう今、例えば、佐川急便であるとか、ああいうところでもいろいろやっていますけれども、そういう音声予約まで含めた予約システムということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回のウェブ予約のシステムでは、AIの分まではちょっと難しいかと考えておりました。アプリを使った予約のシステムを構築したいと考えております。それで、今、茅野市のお話をされておりますが、まずは導入し、それからウェブ予約の精査、そもそもがウェブ予約が基山町に合うのかどうかというのもこちらの今回の実験で実証させていただきたいと思っております。もし、それで合うのであれば、ウェブ予約をさらにいいものにして構築していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

最後にお聞きします。

今回の実証実験で以後の本格導入が決まるかどうかということなんですけれども、前回、先般の全協のときに私が損益のシミュレーションをというお話させていただいたときに、町長の御答弁の中で、これはあくまでまだ実証であると。本格導入に入る前にはきちっとしたそういう損益を含めたシミュレーションは出しますよということでしたので、損益のところは取りあえず置いておきますが、これを本格導入するに当たってのやはり基準というのが必要だと思うんです。東明館のバスは別です。ちょっと置いておいてください。タクシーの分だけで私は話しているんですけれども、今回の実証において合格点、採用するか否かという判断基準というのはどういった形で置いているんですか。利用率であるとか、利用台数であるとか、予約方法がこうこうこういう基準を、今回ウェブをやりますので、クリアすればという、明快な基準であるとか、そういう部分があればぜひお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

現時点で具体的に利用者数何人とか、乗合率何%とか、そういったものはちょっと今の時点でお示しすることはできませんけれども、様々な、それこそ言ったように、利用率や乗合率、あとは電話予約とウェブ予約の率などを実証後に確認しながら、実際の実装に向けていきたいと思っております。ですので、実証実験自体の目標として、利用者というのは、結果が出る前に、補助金の申請をする時点で利用の目標というのは出せると思いますが、実際導入するための、ここまでいけば導入できるねというのは、実証実験後に検証していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

議長、15ページの交通安全費に行っているんですか、7目。

○議長（重松一徳君）

今、6目です。6目ありませんか、企画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、7目。交通安全対策費について。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

7目の交通安全対策費の分ですけれども、その12節の委託料です。関屋・上原線交通安全施設の測量設計業務委託料の件なんですけれども、これは図面が出ていまして、資料の37ページの5番目ですか、小さな平面図が出ています。

○議長（重松一徳君）

資料の36ページ、37ページですね。どうぞ。

○10番（栗野久明君）

ちょっと図面が小さくて間違えていたらあれですが、12区と6区の境目付近、末次議員の近くの辺と思うんですけれども、この場所で交通安全施設を計画したいきさつです。どういった、地元からの多分要望があったりしていると思うんですが、また、そこ

の場所はこういったことになっていて、測量業務が必要だということで上げていると思うんですが、説明いただけますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

もう一度、すみません、もう一度質問、誰に質問するかも含めてお願いいたします。

○10番（栗野久明君）

所管は、自分は交通安全施設だから住民課と思ったんですけども、そこはちょっとはっきりしなくて、室長のほうが詳しいかもしれません、酒井室長のほうです。言った内容は分かりますよね、場所は。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

所管住民課ではございますけれども、これはまちづくり提案で出ておまして、12区のほうから、小学生の通学に際して、こちらのちょうど37ページにあります位置については水路がございまして、通学路の際、こちらが落ち込む危険性があると、車と離合するときにはです。そういった理由がありましたので、住民課のほうにこういったお話が 있습니다ということで協議をした際、ここに交通安全施設としてカラー舗装、水路を蓋をかける、ちょっと内容はまだ設計出していないので分からないんですけども、蓋をかけて、通学路としてカラー舗装等で整備するということで決まったこととおっております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

多分菜園のあるところ付近の路肩が通常水路になっていなくて、車が行ったりすると多少壊れたりして、通学路になっているということで安全性を高めたいということだろうと思うんです。そういうことで要望が上がったことですから、私はそれに反対するつもりも何もないんですけども、設計される場合、蓋をかければ当然落ち込むこともないし、そういったものに留意しながら通学路ということ重点に設計をしていただきたいんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

設計については、住民課と入念に打合せをしながら、交通安全に対応できるような設計ということでうちのほうと協議しながらやっていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

あともう一点ですけれども、実際、今回の分では工事が入っていませんけれども、こういったスケジュール感で工事まで進めようとしているのか。早急となっているのか、来年度になるのか、そこら辺は見通しはわかりますか。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

すみません、スケジュール感については、ちょっとうちのほうでちょっと確実にお答えできるものではございませんで、この事業が交付金事業になっておりまして、今回設計を行った時点でどういった費用がかかるかとか、そのあたりもありますので、それからのスケジュールということになると思っております。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ここにつきましては、今年度設計をいたしまして、来年度の令和7年度で工事費の要求をしていきたいと思っておりますので、そういった計画の予定になっております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。ほかに7目ありませんか。天本議員。

○6番（天本 勉君）

関連して、設計のほかに工事費が884万4,000円です。これ4か所でこの工事費だと思うんですけども、大体これはもう6月議会終わったらすぐ発注される予定ですか。ちょっとスケジュールをお伺いしたいんですが。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

この議会で御可決いただきましたなら、早急に起工伺いして、発注、工事という、年内に工事終わるように努めてまいります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

多分これ社交金の対象だと思うんですけども、社交金の対象の範囲です。例えば、舗装とか、設計とか、カーブミラーとか、いろいろ安全施設があります。どこまでがどういうふうな社交金の対象なのか。明光寺のときに防護柵も水路にしました。ああいうのも含めた対象なのか、ちょっとその辺分かりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

交通安全施設、今、議員がおっしゃられました。あと、先ほど言いましたカラー舗装とか、ボラード、車止めとか、そういった交通安全施設に対しまして出ますので、そういったところで交付金の対象になっております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

もう一点です。ボラード、信号のところにやっぱり安全のために設置されると思うんですけども、ほかにもいっぱいたくさんあると思うんです、信号機で危ないところ。ぱっと早曲がりするところとか、そういう設置。そういうのは、課長自身、今どのぐらい基山町にあるのかというところを把握、想定でも結構ですので、分かりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

今言われました箇所、数的にはちょっと私も何個とはちょっと今現在把握できており

ませんけれども、昨年度から区長とかから上がってきている部分がございます。あと、また住民さんからも御意見いただいたりしているところがございます。そういったところも把握しておりますので、できる範囲から順次やっていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

同じところで3番目の城戸1号線のけやき台の南の交差点です。こちらのほうは、あそこの看板屋さんですか、あその角に立てられるということによろしいですか。ほかのところはもう結構立っている気がするんですけども。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

城戸1号線の設置につきましては、城戸インターをこちらから行きますと福岡方面へ向かっていくところのまだ先なんですけれども、林重機があると思うんですけども、あその三つまたのところ。（「南」と呼ぶ者あり）南だ、すみません、けやき台南のほうですね。交差点のところにセブンーイレブンがある入り口のところのあの4か所……（「4か所全部」と呼ぶ者あり）はい。あそこを予定しております。あの交差点、四隅です。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、これも併せていつぐらいにやられる予定なんですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

これにつきましても同じでございますので、御可決いただきましたら速やかに契約までと、あと工事発注、施工までいきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

一応私の認識では、あそこ行くともう既に4か所のうちの3か所ぐらいにはついている気がする。（「石だ」と呼ぶ者あり）石。石を、あれをどけるんですか。

○議長（重松一徳君）

車止め。（「車止めの石が」「あれを外してやる」と呼ぶ者あり）もう一度、中村議員、言ってください、質問。

○5番（中村絵理君）

例えば、セブン－イレブン側を右手、それからこっちを左手とすれば、もう結構ここに縁石みたい、石みたいのが乗っかっているじゃないですか。あれを外してボラードをつけるということですか。そんな必要性があるんですか。

○議長（重松一徳君）

セブン－イレブン。

○5番（中村絵理君）

けやき台南交差点ですから、セブン－イレブンのところですよ。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

今おっしゃられましたとおり、縁石が今はございますけれども、あれをのけてボラードをつけるということになります。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。ほかにありませんか、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、続けて8目、9目、10目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページ、11目、13目、15目。末次議員。

○9番（末次 明君）

15目の12節．委託料のLINEオンライン申請のシステム委託料396万円ですけれども、

今回は、きやまデジタルプラットフォーム事業ですが、資料のこれ何ページかな……

○議長（重松一徳君）

43ページ。

○9番（末次 明君）

43ページですか。これは官公庁専用の対話型アプリケーションを事業のプラットフォームとして構築し、LINEによりオンライン申請の受付等を環境整備するというんですけれども、私もLINEは非常に多用していて、非常に便利なツールだと思っております。でも、やっぱりちょっとこういうものについては、若干情報漏えいとか、そういうものもありますし、不信感もありますし、フェイスブックなんかは私はちょっと嫌な思いをしたこともあるんで、もうあんまり個人的な情報は載せないようにしているんですが、今回のLINEで構築した場合というのは、何ら個人情報というのは問題は、漏えいとかそういうのは問題ないんでしょうか。一回、LINEの運営する会社が個人情報が漏れましたという公表していましたが、いかななものなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

LINEという民間のサービスを活用しての今回取組ですので、今御指摘のように、絶対大丈夫かと言われると、それは絶対ではないと思っております。ただ、官公庁が既に、これはデジタル庁も推奨しているサービスでもありますし、官公庁がもう既に複数利用して、今、日本国内で一番利用がされているSNSの一つということでLINEを活用した取組になりますので、その辺は事業者のほうも個人情報の流出とか、そういったものには十分留意しながら運営をされていくものと思えますし、自治体側としても、その辺はこちらのミスで情報流出になるようなことがないように、細心の注意を払いながら運営のほうをしていきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

具体的な内容としては、行政相談を受けるとかいうところがあります。こういうのを、もう来庁せずに対応できるということはある意味いいことだと思いますけれども、例えば、時

間を予約するとか、場合には、高齢者とか障害者の方が我が家に来てほしいというような依頼がされたときに訪問して対応できるとかということもあるかと思いますが、これは基山町独自でされるということですよ。ある程度基本ベースはあるんでしょうけれども、そういうふうになると、一方通行、他人がいっぱい入ってくるとLINEというのは非常に複雑になってくるんですけども、これというのはちゃんと、例えば、末次と亀山という形だけで、亀山さんのそのプラットフォーム、そこに私が行って、ほかの人は私との間には入れないというふうな、きちんとしたそういうふうな構築というのは二重も三重にもされるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

いわゆるグループラインのような形ではなくて、行政と双方向でやるときは1対1で対応ができるようになっております。

それから、サービスは、基本、考え得る行政サービスは全てLINEでできるようになっておりまして、このサービスの一番の特徴は、全国の自治体で使われている事例を、いわゆる同じ法律で動いております自治体ですので、例えば、よその市町で作り出されたサービスをそのまま基山町でも使えるというふうな形で、かなり横展開がしやすいようになっておりますので、基山町独自のシステムをもしつくったとして、それをよその町が使うことも可能ですし、そういった形でもできますので、御心配のように複数入ってくると、もう自分に関係ない情報もどんどん入ってくるということで、煩わしくてLINEをやめるという方いらっしゃるかもしれませんが、このケースは、住民の方がこの分野について御質問された場合は、その担当とやり取りをしたり、例えば、場合によってはAIが対応したりというふうな形で将来構築がされていくものということで考えておりますので、その御心配は必要ないかと思えます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

同じところ質問なんですけれども、まず1点は、ここの12節の委託料の説明あったのかなと思うんですけれども、8,000万円近くの方です。システム改修委託料です。これは国庫

支出金が100%入っている。説明では、自治体の標準システムというふうな説明がありましたし、新規でもないということでしょうか。ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

資料の38ページ、39ページを見ながら説明をお願いいたします。亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

資料の38ページ、39ページで、これは非常に金額も大きい補正になっておりまして、説明資料を本当はもっと何十ページにもわたるものがあるんですけども、簡単に言いますと、これもう2021年ぐらいからもうずっと順次構築作業は行っておりまして、本町におきましても先行して、例えば、今の基山町と国が示す標準化の仕様書とのフィット&ギャップ作業とあって、適合するかどうかの作業等は既に行っておりまして、そういう意味では、この基幹系情報システム改修委託料という項目自体は、もう既に、これまでも計上させていただいておりますので、この名称については新規じゃないというようなところで今回上げさせていただいております。

ただ、自治体情報システムの標準化・共通化というのは、すごく大きな事業で、各自治体で今それぞれ基幹系情報システムとか持っておいて、今、各自治体運営をしております。この各自治体で運営しているものを国がもう統一する、一本化するというような国家的なプロジェクトでございまして、これは令和7年度、令和8年3月までにもう完全移行しなければならないと、これは法律で定められておりますので、このスケジュールに合わせて今この作業を進めておりまして、今回の分は標準準拠システム、国が示した仕様書に基づく標準的なシステムに合わせるように、今、基山町がベンダーさんといいます専門業者のほうに、ITベンダーさんのほうに改修業務をずっと委託をしているというところの一環でございまして、来年度の当初予算でもまた同額ぐらいの金額が発生します。これもまた国が100%補助を行うんですけども、まだまだこれ途中の段階で、令和7年度中には完全にシステムを改修して、国のいわゆるガバメントクラウドと言いますけれども、国が用意したサービスに各自治体がもう確実に接続をするというところまでが一応一端の工程として定められておりますので、これに向けて今改修作業を進めているというところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

最後のほうで国が用意したシステムを利用すると。でも、民間ではいろんなクラウドのシステムを開発している業者がたくさんいらっしゃいます。また、そこに今、民間がすごく特化した技術を持ってやってありますけれども、それはそれで別。あくまでも国からのシステムが入ったクラウドを利用する。こちらからは選べない、同じような標準としても、そういうことでよろしいんですか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

ちょっと今回の資料には入っていないんですけども、国が用意するのはクラウドです。いわゆる保存先といいますか、雲の上の、いわゆるクラウドシステムを国が用意する、それをガバメントクラウド、政府系クラウドと言いますが。こちらにつきましては、今デジタル庁のほうでクラウドサービスの仕様基準を満たしたものについて公募を行って、今現在5つぐらいだったと思います。ほとんどが外資系です。Google Cloudであったり、Amazonクラウド、AWSというものです。国が示した、もうセキュリティ等も全て基準を満たしたクラウドサービスシステムを国が調達をして、その調達したところに自治体がそれぞれつないてくださいと。このつなぐところのシステムを今開発しているところなんです。なので、国はあくまでもつなぐハードディスクのようなものですか、そういったものを用意するので、そこにそれぞれの自治体がおのおのちゃんと仕様に合わせたものでつないてくださいという、その開発費用が今かかっているようなイメージで持っていただければと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そういうことで分かりました。とにかく、要するに外資系で5つぐらいあるということ、そういうことをおっしゃいました。多分そういうことじゃないかなというちょっと不安がありましたのでお聞きしましたけれども、じゃあ、さっき末次議員がお尋ねされたところの部分、このLINEシステム、これも結局そういうことにつながっているんですか。要するにクラウドしている民間のLINE、そのシステム、アプリケーションは、本当にもうこれ国が用意したものなのか、その用意したものの中から町が選ぶのか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

基幹系情報システムの標準化・共通化と先ほどのLINEは全く別物です。これはもう切り離して考えていただいて、LINEはあくまで行政サービスの一環として民間のサービスを自治体側が選んでやるというだけで、これは別にやらなくてもいい、いわゆる国が法律で定めたものではございませんので、基幹系システムのものとLINEのサービスは全く別物ということで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

同じく12節のLINEの部分です。

これはかなり広がりを持ってこれから進められて、行政サービスとしても必要になってくるものだと思います。今この内容的には、事業所の事業説明書です。行政からの行政相談あるいは行政手続の効率化ということで、これは職員の負担軽減というところにもつながっていくんだと思います。

ただ、今後は交通関係とか、健康福祉、それから高齢者対策とか、もろもろに広がりを持っていくと思います。よくこれ去年とかタブレット、高齢者に向けてのタブレットの説明会とかも開かれて、操作説明会とかも開かれて、広く町民にタブレット等の使用ができるようなことをこれまでもやってこられました。

これはほかの自治体、全国的に広がっている中で、よく亀山課長も言われましたけれども、誰一人取りこぼさない環境を目指してというところで行くと、今、全国の自治体で、大体タブレットあるいはスマートフォンの購入に対して5,000円から2万円ぐらいの補助を進めております。世帯の中で誰も持たれていないという場合、そういうところに対して補助を出す。だから、こういうのを広げていくということは、併せてそういうところに対してのサービスも今後やっていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その点について1点お伺いします。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

いわゆる情報弱者、デジタルディバイド対策で、本町におきましても出前講座であったり、いろんな各種講座をやっております。

御指摘のように、端末の補助を行うことでデジタルに触れる機会を増やすというところで取組をされている自治体も確かにございます。

基山町としての整理としましては、アンケート調査でやった結果として、やはり経済的な理由で持てないという方よりも、使い方が分からない、持つことに対して不安だということで、身近にもうちょっと相談できる相手が欲しいという声が圧倒的に多かったので、まずは端末の補助よりもそういう環境づくり、身近に端末の操作を教えられる環境づくりをするというところをまず優先的に取り組みたいということで考えております。今年度もこの事業の一環として、そういったスマホ講座等もやろうと思っておりますので、まずはそこら辺でスマートフォン、パソコンに対する恐怖感とか、そういったものを取り除いて、これであれば私も持てるかなというような方が一人でも増えればというところで今考えておりますので、端末の補助とかは現段階ではまだ、最終、最後の手段なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

出前講座についてはこの中にも記載されていますから、それは分かっております。

今後そういうところも視野に入れて、これは要望という形で受け止めていただければ結構ですけれども、今回の予算等に計上するという話ではありませんので、ぜひその辺まで考慮したところでこの事業を進めていただければと思います。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

ちょっと私、これ直接関係ないかもしれませんが、各自治体、本当情報系持っています。例えば、税のこととか、いろいろ住民票とか。何で国が最初にばんと基本的なシステムをつくって、各自治体にそれをして、そしてそれを標準化、県でもいい、県単位でもいいと思うとです。そして全部自治体に負わせて、情報いろいろ制度を持ってきて、カスタマ

イズ、カスタマイズ、委託料ばかり高くなって、何で国がこういうのをどんと何でせんとやろかと。今からこういう税条例も入ってくるとです、これに。どうあろうか。そうしたら、もう市町村の負担は楽になると思います。カスタマイズせんでいいからと思いますけれども、ちょっとそのあたりの見通しをお願いします。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

私たちの担当の気持ちを、本音のところを代弁していただきました。ありがとうございます。もうおっしゃるように、それにやっとな国のほうも気づいたといいますか、そういったふうに、今後、人の、この開発に割かれる職員も相当数でございます。それから、今ITベンダーの人員不足というのも社会的な問題になっておりまして、開発をするにも人がいないというような問題がございますので、国がそこは標準化することで、もう議員が御指摘のように、もう1つのシステムであればどこの自治体が使っても同じですので、もうここの、いわゆるカスタマイズの競争がなくなるわけです。であれば、単純に決められたものをやれる業者ということで、そこに競争原理が働くというような形で国のほうの説明にもありましたので、今後これに係るシステムの費用も、国の思惑どおりいけばかなり安くなっていくだろうと思いますし、私たち職員の負担も軽減されるものと思いますので、そういった形になるように、少し遅れておりますけれども、国全体で標準化・共通化のほうが進めていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

国もそういうふうには言っているんですが、ただ、何百万人のベンダーを食わせているシステムになっているわけです、これが。だから、それを単純に一本化するとかいうことになる、その人たちを、もう逆に言えば、行く道をなくすという、そういう、実際的にはそういう非常にドラスチックな問題もあるので、我々が思っているほど前に進みにくい状況があるんじゃないかなと。だから、国会とかではもうやるというふうに、今そういうふうになっているんですけれども、ただ、実際やろうとなると非常に難しい現実の問題はあるので、なかなか、じゃあ金額が一気にどんどん減っていくかということ、そうならないんじゃないかなと

というのが、今までずっとこの分野携わってきて思っているところで、願いは同じですよ。だけれども、現実はそのような可能性もあるので、そこはきちんと見定めていかなければいけないかなというふうに。現実には下がっていないので、どんどん、むしろこの分野の費用は毎年上がっていつているので、だから、そういうことも現実的には頭の片隅には置いていただけて、もちろん、だからといって我々が努力しないわけではないので、ぜひそこは御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

何か国家の大きな話からもう一度基山町のデジタルというちっちゃな話に戻させていただけますけれども、この7項目めの現状、目標欄のところに、本システムは職員自らが実情に合ったオリジナルの業務のシステムをつくることができという、こういう文言が入っているんです。先ほど松石健児議員がおっしゃっていただいたんで、ここの部分だけちょっと聞きます。

具体的というか例で、例えば、オリジナルのシステムってどういうことがあるのかということ。

それと、もう一つが、職員自らがつくることができるということになっていて、これはたまたま私一般質問でコンプライアンスのことを言いましたんですけれども、職員さんがよかれと思ってやったことがそこに抵触するみたいなことが考えられないのか。そのためのチェック機能というか、そういう機関といいますか、審議をする場面があるのかどうなのかという、この2つだけちょっとお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

例を言いますと、ちょっと、例えばごみの、今、基山町のLINE、既に現在もやっておりますけれども、ごみの分別のところのラインで、もうこれは各自治体ばらばらですので、そういったのを基山町独自のものでオリジナルのシステムがつけれるというようなイメージ。ほかのものでもそうなんですけれども、独自にLINEのシステム上で開発ができるというところは、決められたプラットフォームのものに合わせる必要がないというところがまず1

つです。

それから、開発は各担当、これは実際にサービス運用が始まったら各担当に相談をしながら運用していくんですけども、当然そこはコンプライアンス、個人情報の保護、そういったところは遵守しながらやっていくものですし、各担当がばらばらに、ある日突然LINEのシステムをつかってやるというイメージではございません。これをやるときは、町として1つずつ町民サービスのこういったものが便利になりましたというところでやっていきますので、ちゃんとそこは法令を遵守してやっていきたいというふうに考えておりますし、そこは企画政策課がしっかり中に入って、開発の際は助言等を行いながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。17ページまでいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ここで、11時25分まで休憩します。

～午前11時17分 休憩～

～午前11時25分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

18ページ、2款2項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

19ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、3款1項1目、2目、4目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、3款2項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、行きます。

24ページ、4款1項……23ページですか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、間違いました。24ページです。

○議長（重松一徳君）

24ページに行きます。4款1項1目、2目、3目。中村議員。

○5番（中村絵理君）

こちら予防費の委託料の件についてお聞きしたいんですけれども、追加資料の4ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

追加資料の3ページ。

○5番（中村絵理君）

4ページかな。

○議長（重松一徳君）

4ページのほうですか。4ページですね、どうぞ。質問どうぞ。

○5番（中村絵理君）

こちら、また新型コロナワクチン、すみません、3ページと4ページですね、予防接種で2,662万7,000円ということですが、この件について、最初に私の理解はこれでよろしいのかということと、それからほかに何点かお聞きしたいんですけれども、まず、国が対象者にワクチン接種に係る費用の3分の1、7,000円、これをもともと負担すると最初言っていたんです。そうしたら、その後に今年になってワクチンが値上がりしたと。だから今までどおりの7,000円の補助に後から助成金でそこをカバーしますよと。これちょっと計算すると1人当たり8,300円ぐらい。それを、今回そういう追加を出してきたということですが、これはワクチンが値上げになったからということですが、この措置です。今後ワクチンは変動するんですよ、その都度その都度、ワク

チンの接種料というか、お金は。そうしたら、またこれ変動したら国は同じように助成金を出してくれる、フォローするという、今後もですよ、そういう認識でよろしいんですか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

今年度につきましては、ワクチンの価格が変動しても助成金は変わりません。

来年度以降につきましては、国からの通知がまだありませんので、助成金とどうなるかは今のところ分かりません。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

そうしましたら、今回もうこれで公表しますと、基山町はということによろしいんですよね。

そうしましたら、今回の対象者は65歳以上の高齢者と重度の基礎疾患を持つ60歳から64歳の人など重症化リスクの高い人が対象であると。それ以外の人には国の助成金は出ませんよということですが、万が一、今、副反応とかいろいろなので受けない方たちも結構多いんですけれども、万が一、基山町内で、いや、それだけでも、どうしても接種を希望したいというこの対象者以外の方が出てきた場合は、もうあくまでもこれは全額負担だと。要は、基山町から、そういう方もいるだろうから、そのときは基山町だけでも何とか補助を出してあげようとか、そういう計画とかはあるんですか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

県内の市町のそういった任意接種の状況の補助の予定はどうなのかというところをちょっと伺っております、今のところ、どこも補助の予定はないということで伺っておりますので、今のところ基山町のほうでも補助のほうは考えておりません。

任意接種の方は医療機関のほうにお尋ねいただいて、今のところ負担は全額自己負担

というふうに考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

これも一応もうインフルエンザのワクチン、インフルエンザと同じ類に分類されたということで、基山町もいろんなインフルエンザの補助とかもやっておりますけれども、そこは今後考えられて、いろんな、どうしたら皆さんにとっていいのかというのを考えていかれることとは思うんですが、これを今後住民の方々に御案内をせないかんです。そういったときに、今まではワクチンの推進室のほうでいろんな文書を送ったりとか、いろんな大変な作業中なさっていましたがけれども、今後この場合、こういう場合は、どのような方法で住民の方々へ、積極的接種ではないですよ、任意だから。どんな形で公表されるというふうにお考えですか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

現在のところ、インフルエンザの予防接種と同じように、広報やホームページでの記載の周知をしようと思っています。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

所管ですけれども、ちょっと2点質問させていただきます。

これ委員会協議会でも質問をさせてもらったんですけれども、少し分かりづらかったので、答弁担当、村上健康増進課長でも構いませんけれども、総務課長、財政課長がいらっしゃいますのでここで伺いますが、6番目の事業計画・内容の概要のところ、ワクチンの予算の算出根拠、これが、新型コロナワクチンの令和5年度秋接種実績は接種者4,641人、対象者1万3,141人ということで、これの接種率35%を見込むとあります。今回の対象者は65歳以上と基礎疾患を持たれている60歳以上の方ということになっております。この予算の計算式でいくと、65歳以上の方あるいは基礎疾患を持たれている方

を分母としてその接種率ですから、65歳の高齢者の方の接種率というのは非常に昨年度は高かった、80%とか、最後の接種率は少し下がったかもしれませんが、そういった対象者を積算するに当たって、この計算式で予算組みをしていいのかどうかというところが1点。

もう一点は、基礎疾患を持たれている方、60歳から64歳までということですが、確かに60歳未満の基礎疾患を持たれている方というのは死亡率としては低くなってくるのかもしれませんが、基本的に基礎疾患をお持ちの方というのは感染すると非常に重症化率が高いということで、昨年度の接種のときも優先的に接種ができるような、18歳以上は、そういうような対応をされていたと思います。なぜ60歳未満の方をこの中に入れなかったのか。この2点を御説明ください。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まず、接種率の見込みの根拠なんですけれども、前年度の秋開始の新型コロナワクチン接種ということは、ワクチン接種では全額実効負担がない特例措置による国の実施でして、それで、令和6年度からのコロナワクチンに関しては、努力義務がなくて、接種勧奨がなくて、個人の発症や重症化の予防に重点が置かれている位置づけで自己負担が基本的に生じるものです。なので、前年度の秋の接種率、高齢者の接種率までは高くないだろうということが予測されまして、これによりまして、現実的な接種率を算出するために前回の秋接種の対象者の分から出したもので用いまして、現実的な数字としまして接種率を見込みました。35%でさせていただきます。

それから、コロナワクチンの接種の対象者のほうなんですけれども、これは国のほうで定められたものでございます。まず、対象者が、65歳以上の方、60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害があり身の回りの生活を極度に制限される方とか、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方ということになっております。なぜこれらの方を対象にしたのかというのは、ちょっと国の文書に書いてあったものになりますが、新型コロナウイルスの感染症によってもたらされた死亡の大部分が65歳以上の方になっていることとか、インフルエンザワクチンの定期接種と同様というふうにされたものとなっていて、国が定めたものになっ

ております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

おっしゃっている説明は、それはそれで分からなくはないんですけども、前提で、先ほどちょっと申し上げるの忘れたんですけども、前提として、町がこれだけ負担をして町民に対してワクチン接種をしていただけるということは非常にありがたいことだと思います。ただ、そもそも論として、65歳を対象に、繰り返しになりますけれども、財政課長でも構いませんが、なぜ65歳以上で、全町民の接種率を基準にしてこの人数を換算して予算立てをしているのでしょうか。よくこれ、普通は65歳以上が対象、プラス基礎疾患なら、そこを視野に入れてその方たちの接種率を考慮して予算立てするというのが私は筋だと思うんですけども、結果的にはこの予算で済むのかもしれませんが。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、接種の流れがどんどん落ちてきているという大きな流れが1つです。

それから、無料のときと今回は2,000円を払わなきゃいけないという点も大きいかなと思います。

また、加えて、今回からは申請、自分で、今までは全部もうあれが送ってきていたわけです、接種券が送ってきていたわけですけども、今回からはインフルエンザと同じような形になるだろうから、どれぐらいの率で想定しようかというときに、それでは35%ぐらいの率で、たまたま去年の全体接種がそのパーセントなので、そのパーセントを使って試算をしたという、そういうことですので、もうそれ以上の答えはもうできないというか、そういう感じでございます。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

接種率の件は今の説明で分かりました。

私も松石議員と同じようにちょっと考えたわけです。高齢者が受けるのはもうちょっと高いんじゃないかなと思いましたがけれども、それから二次的に来る、予算組みはこれで組んだとして、実際はやっぱり心配して申込者が多かったとかいったことが起きた場合、本当推定値で言っていますから、もう今度は受けんという人も確かに多くいました。なおかつ、やっぱり近くにかかっている人おりますからやっぱり受けとこうかなという人もおるから、そこら辺の推定値は非常に難しいと思いますけれども、足りなくなったときの対応はどう考えているかお願いしたいんですが。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回、令和6年度から定期接種が始まるということで、やはり原課といたしましてもすごく接種率については悩まれていたようでございます。それで今回接種率35%と見込ませていただいておりますけれども、やはり今後コロナの感染具合、そういうのが高まったりすれば高齢者の方接種をされるということも考えられますので、その際は、やはり現予算で足りないということであれば、補正予算ということで計上をお願いさせていただくことになるかと思っております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

ぜひともそういった場合、補正予算を考えていただきたいなと思っておりますし、町内の委託している医療機関が、この算定でいきますと、委託料も接種人が多くなれば当然同じように増えるということになりますので、そういった動向を注視しながら対応していただきたいなと思っておりますので、これはもう要望で結構です。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。松田町長。

○町長（松田一也君）

今年は自己負担2,000円なんですけど、来年は国の補助が、先ほど分からないということを書いていましたけれども、すごく減る予定です。そうなってくると町の持ち出しが非常に増えますけれども、それでも来年も2,000円にできるように頑張ろうねというふうな

感じを今持っているところでございます。今度は相当減ると思います、国からの補助が
です。だから、相当町のいわゆる手出しというのが増えてくるというのはもう明らかで
ございますので。今回、鳥栖が1,300円というのを出して、ほかのところは一番安い
ところでも2,000円です。もっとはるかに高いところ、5,000円とか4,000円のところもた
くさんございます。だけれども、うちは来年もまた2,000円でいけるように頑張ろうねと
いうことで、今は関係部署でそういう話合いをして今やっているところでございます。
鳥栖は恐らく来年はめちゃくちゃ上がると思います。それは大体予想がつきます。そう
いうことでございますので、そのところもぜひ皆様方、議員の皆様方、これ大事な話
なので御理解しとっていただければなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

すみません、先ほど私の補正予算で対応ということでの付け加えですけれども、もし
やはり補正予算でも間に合わないということであれば、予備費の充用等お願いすること
にもなるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

すみません、基本的なところですが、同じところですが、各種予防接種の委託料となっ
ておりますが、この各種の中に今お話がずっと出ておりますコロナウイルスとインフル
エンザもあるかと思いますが、そのほかにはどんなものがありますでしょうか。よけれ
ば全て教えてください。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

ほかには、二種混合だとか、ざっくり言うと麻疹風疹混合とかいろいろあるんですけ
れども、BCGだったり、日本脳炎とか、子宮頸がんワクチンとか、ヒブワクチン、四
種混合だったりとか、ロタワクチンとか、そういったものがございます。あと何か先ほ
ど言いましたように、四種混合とか、二種混合とか、もう小さいお子様用のは、ワクチ

ンが1回で受けられるように混合になっている部分もあります。あと、そのほかにはB型ワクチンとかそういったもの、水ぼうそうとかのものもあります。

大体以上でございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、この中でインフルエンザの予防接種というのはどれくらいを占めているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

高齢者のインフルエンザ分の予算といたしましては、約なんですけれども、1,600万円ぐらいが高齢者のインフルエンザ分で予算があります。

以上です。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。

今朝のニュースでも、これはコロナウイルスなんですけど、変異株のコロナの感染力が強くて、コロナ感染者の数が増えているというニュースがあっておりました。分かればでいいんですが、コロナウイルスのワクチンを受けて後遺症が残ったという方の事例は、基山町内でもございましたらお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

前年度までのコロナワクチン接種における副反応が疑いのケースにつきましては、委員会にかけた方は2人なんですけれども、国から認められた方は1名でした。

○議長（重松一徳君）

いいですか。では、次に行きますけれども、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ、6款1項2目、3目、5目。いいですか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

こちらの農業振興費のところをちょっとお尋ねしたいんですけれども、ここの18節の負担金補助及び交付金のところ、11万9,000円、農業・農村の推進です。かんがい排水施設、これ黒目牛とおっしゃったんですけれども、これ以前、天本議員とかが一般質問で言われていたところかなと思って、どの辺りでどういうことをなさるのかちょっと教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

先ほど議員おっしゃってあったのは、天本議員が以前にお話ししてあった場所ではございません。

黒目牛集落付近で一番上のほうに上がられますと、お茶屋さんがお茶園をやっているところは御存じでしょうか。あの付近の水路の改修になります。最近、大きな砂防堰堤を造った場所です。あの付近でございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。次に……中村議員。

○5番（中村絵理君）

ちなみに、天本議員が質問されたところについては進展はないのでしょうか。こんなん聞いていいのだろうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

その件については、隣接町道については穴埋め等の補修をしております。水路の越水については、その後、こちらのほうとしても雨が降ったときに何度か見に行っておりますけれども、ちょっとすぐに改修が必要な越水はちょっと見受けられなかったもので、また今後、雨が降ったとき等にまた確認して調査を進めたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

26ページ、6款2項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

27ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページです。30ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

31ページ、8款5項1目、3目。いいでしょうか。次に行きます……水田議員。

○2番（水田志保君）

申し訳ないです。

14節のところですか。町営住宅の長寿命化工事ということなんですが、割田団地、割田アパートというお話がございましたが、これは何棟かあるかと思いますが、どの部分でしょうか。お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

割田団地が3棟ございますが、今年予定していたのはRC-3になります。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

国の補助金がつかなかったので来年に見送りのためということだったんですが、単純に先に延ばして大丈夫なんですか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回の工事、先に延ばさせていただきたいものが長寿命化工事、今現在実際雨漏りしているというのではなく、今後寿命を延ばすために屋上の防水改修工事を行いたいと思っております。10年先延ばしとかではなく、来年度にはこちらのほうまた要望して行いたいと思っておりますので、問題ないと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。水田議員。

○2番（水田志保君）

すみません、細かいんですが、もし、では、今はないんですけれども、今年大雨や台風で雨漏りをした場合というのはどうなるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

どこの団地にも共通しますが、具体的にもう大雨で雨漏りした場合には、その年度で修繕で対応していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

32ページ、9款、消防費について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、10款1項2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、10款2項1目、2目、3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、10款3項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、10款4項、ちょっとありますので、1目、2目。1目、2目で何かありますか。
佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

すみません、資料の何ページになるのかな。46ページですか。公民館のエアコンを利用するという、これ当初、松石信男議員がクーリングシェルターという意味合いで公民館を利用できないかというところからのスタートだというふうに確認しております。その後、団体長会議含めまして、区長さんとの意見交換を2度ほどやってという中で、理解を深めていったというふうに聞いてはいるんですが、その中で、各区においてかなり状況が違うということで、クーリングシェルターが目標というより、いつの間にかどんどん内容が変わっていつている、目標が変わっていつている。要は、行事に対して、区や区民が主催する行事とか会議に対してエアコンを使った分を1時間当たりということで認めていくというように、どんどんちょっと趣旨が変わってきている。この予算そのものの九十数万円というのを別に否定とか何とかするつもりはないんですけども、何かこう議論ができていない、検討が深まっていないと。なおかつ、各区の状況が違うと。これ公民館となっていますけれども、例えば、集落センターであるとか、集会所、そちらを利用する区も多いかと思えますけれども、そういった場面ではどうなっているのかというようなどころまで含めて検討した中での御提案なんではないでしょうか。お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これまでの議論でございますけれども、初めは、町民の皆様が一番近い場所でのそういう避難というか、ということで、各区の公民館で涼んでいただきたいということを初めに考えております。

その後、そういう公民館を避難的に、クーリングシェルターの的に開設できるのかどうかというお話を区長さんの皆様とさせていただいたところ、そういう常駐するようなことはできないということで、どなたでもいらっしゃいという形はできませんよと。区民以外の方が来られたときの責任の問題だったり、様々な御意見をいただきまして、それだったらどういうことができるんでしょうかというお話の中では、今使っている皆さんが積極的に使ってエアコンで涼んでいただく。または、区の独自に考えることができるならば、そういう取組についても助成をさせていただくということで一定の御理解をいただきましたので、今回御提案をさせていただいております。

場所につきましては、各組合で持っているところもございますけれども、まずは各区それぞれ公平に区の自治公民館ということでさせていただきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ちょっと合点がもう一ついかなんです。

であるとするならば、時間を切るとか何とかではなく、もう目標が随分当初の避難というところは変わってきていると。極端に言うと、これちょっと話が戻って申し訳ございません。これも私の詭弁なんですけれども、前回、通学の問題挙げさせていただいたときに、2キロ、3キロという中で、町長が500メートルでも熱中症にかかるときはかかる、おっしゃるとおり、これも公民館に行くまでにかかるときはかかる。ですから、もうこれ、特に6区の天本議員の家から6区の公民館までといたら、その途中でなんていう、これはもう全くの詭弁ですからいいんですけれども、こういう利用方法はやっぱり難しいよということで、今のこのアイデアといいますか、案になっていると思うんです。それでも、ちょっと見聞き、各区長さんとかにいろいろお話聞いたところ、さっき

言いました集会所での例えば通いの場をやっているとか、何とかやっているというのは、結構やっぱり動いているわけです。ということであれば、もう素直に、もう予算は予算としてこれはもう結構です。ただ、利用方法として、いろいろ申請が面倒くさいのだの、その後、その申請に対してのチェックであるとか何とか、区長さん及び公民館管理者の方々の業務が煩雑になる。もういっそこれなくして、要は、電気料金の上昇に伴う補助金策であるということで、一律各区に毎月幾ばくというようなシンプルなやり方にしたほうが各区としても使いやすいと思うし、行政側としても分配する方法というのが、この区は3,800円でした、この区は1万2,000円でしたみたいなことをしなくて済むんじゃないかと。要は、双方がウィン・ウィンになれる。しかも、区長さんによってはかなり受け止め方がもう千差万別でした。こんな金があるんだったら早く高木切ってくれとか言われる方もいらっしゃいましたんで、それはそれとして置いておいて、もっとこの利用方法というものをもっとシンプルにやるべきじゃないかなというふうに考えておりますんですけども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

区長さんの御負担を考えた場合は、そういった方法もあるんじゃないかなということで考えは、検討はしておりますけれども、やはり今回は冷房の使用に対してでございますので、全然、結果的には実施してみないと分からないということなんですけれども、あまり使われなかったところ、それから、すごく頻繁に使ったところと差がやっぱり出てまいりますので、そこについて一律というのはなかなか難しいなというのが検討の結果でございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。3回目です。

○4番（佐々木教雄君）

最後です。

この事業、今年の実証ということですか。それとも、来年見据えて来年もやっていこうということでしょうか。であるとするならば、来年も継続してやるということであれば、今回よく本当検討していただいて、そういう分配方式がいいのか、本当に使用量を

きちっと量って、懸念しているのが、そんな区長さんはいないという性善説に立ってですけれども、申請方法が非常に曖昧であるというふうに私は確認しています、今。ですから、ちょこっと区のプラスになればいいよねみたいな発想でやられると、またちょつと趣旨がおかしな方向にいつてしまうんで懸念しているんですけれども、来年継続されますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、最初は区長の皆様方と2度ほどお話をさせていただいて、たくさんの御意見をいただいております。金額の申請につきましても、うちのほうから申請の金額の根拠となる資料も御提示させていただきましたけれども、各公民館、自治公民館によっては、既にもう日報的なものを常々持っていて、それがそのまま申請の根拠となるような自治区もございましたので、そこにつきましては、うちのほうからそういうものがあるところはそれをそのまま使ってくださいと。ないところはうちのほうから少しサンプル的な様式を渡しますので、それで日報的な扱いで記録を取っていただくとそこら辺がうまくいくんじゃないかというお話をさせていただきました。

来年以降につきましては、まだ始めておりませんが、お認めいただいた場合は、今年をまずさせていただいて、ここに来るまでも区長の皆さんとお話を重ねてきましたので、また区長の御意見を聞きながら、どういう形で継続できるか分かりませんが、続けていきたい気持ちがございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

同じ18節の冷房費の助成金の件で、詳しくは所管の委員会に譲りますけれども、資料の47ページ、冷房費の助成実施要綱で1点だけ伺わせてもらいます。

第5条に、助成金の交付を受けようとする公民館長、ほとんど区長さんがやられると思います。その文章の最後のほうですけれども、5条のですね、各月ごとまたは事業終了後に町長に提出するものとするというふうになっております。ほとんど区長がやられて、実際の手続等は区長代理あるいは会計の方が併せてやられるようなことがあるんで、

ほとんどは迅速に対応されると思うんですけども、この条項目について、申請効力の有効期限、失効、いつまで、例えば、これ事後であれば3か月後に申請してもいいのかなど、その辺の条項は盛り込まなくてよかったのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ここにつきましては、通常、事業終了後のみでいくのが一般的かと思いましたがけれども、それぞれ区によりましては毎月精算のほうがやりやすいということもあるということでございましたので、このような書き方となっております。

予算執行がありますので、3月末までには全て完了したいと思っておりますけれども、そこについては、期間も実施期間が9月まででございますので、そういう予算執行が、誤りが、そういうことがないように、しっかり公民館長さんとお話をしながら進めたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ですから、申請書はその月の翌月までとか、そういうことは。仮に、申請忘れていたから、来年の1月に申請はそれでも申告した場合も予算は出していただけるということですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そこはなるべく区長さんの御負担にならないようにということで、少しその辺は柔軟に対応したいと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3目、4目、5目、37ページまで。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、行きます。

38ページ、10款5項1目、2目、3目。いいですか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

すみません、38ページ、体育館のエアコン使用という部分でございますけれども、これに関しては、中牟田議員が前回一般質問の中で取り上げていただいて採用という形でございます。これについても先ほどの公民館のエアコン使用と同様に、ちょっと特にこちらのほうは時間的に余裕がなかったんで、内容的に検討する時間が足りなかったかなと。まして、この夏が迫っているという中での踏み切らざるを得なかったのではないだろうかというふうに想像しているんですけども、まず、これも来年以降続ける内容なのかどうなのかということ、まずお聞きします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これについては、同様の内容で行うかどうかというのは、実際今回やらせていただいて、その結果で少し内容的には検討したいと思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

これは、井上課長のほうともう既にちょっとお話しさせていただきましたけれども、やはりアリーナ全部を使うということになると莫大な電気代というか、経費がかかりますので、スポットクーラーをうまくリース等々で利用できないかというような、いろんな角度での検討があらうかと思います。今、卓球クラブがたくさん利用されている。各種レギュラーからラージボールまで含めて4つのチームですか、5つのチームか、それとバレーボール、ミニテニス等々という協会がそれぞれ利用されているわけなんですけれども、私が聞いたラージボール卓球の方々によれば、熱中症は非常に怖いからということなんですけれども、一応最大限の注意は払っていると。30分やったら10分休憩で、その間のこの10分でお茶を飲む、水を飲む、クールダウンする。このクールダウンが大

事なんで、このクールダウンのところでの場所があればいい。ですから、例えば、更衣室にスポットクーラーが入る。ここできちっとクールダウンして、また汗をかくという、こういうのがいいんじゃないかというふうな御意見もありましたので、こういった部分はずひ参考にしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

佐々木議員よりスポットクーラーの御意見をいただいております。これについては、また利用者の声を聞きながら検討していきたいというふうに、研究していきたいというふうに思います。ある程度やっぱり、そうですね、更衣室だったらそんなに大きくないんであれですけれども、スポットクーラーも購入するとなるとそれなりの金額かかりますので、研究していきたいと思っています。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

購入ではなくてリースという手もありますので、いろんな方法を御検討いただきたいと思います。

このまま、すみません、17節のほうに、3つ目の質問は移らせていただきます。

○議長（重松一徳君）

ちょっと待ってください。その前に、13節はもういいですか。施設使用料について、あれば今出してください。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、所管ですけれども、やっぱりこれ私も実は佐々木議員と同じような考えを持ってしまして、やっぱり第1火曜、第3水曜とか決められています、この要綱案の、要綱というか、この案の中で。これをどうやってお決めになったのかと思って。でも、大体皆さん年間を通して前もって各月のスケジュールは立てられていると思うんです。私も1回、調整会議とか、体操の教室へ行ったこともあるし、そのときにどこどこは取るという、年間でというのは、そんなこともかなりやっていらっしゃったので、そうなったときに、こういう第1、第3、第4とか、そういうところを飛び飛び飛びで決めら

れちゃうと、そこの利用している方だけに恩恵が行くんです。やっぱりこれは、ここを御利用なさっている方々、全ての方々にやっぱり気を遣ってくださるのが一番ありがたいものですし、やっぱりこういうところから、ほかに使えない方たちからのいろいろな御希望も上がってくるだろうし、反対に、先ほどおっしゃったスポットクーラーとかのレンタルとか、もしくは、今、会議室がありますけれども、あそこの会議室って1時間300円ぐらいなので、もし頻繁に利用されていなければそちらを利用するとか、やっぱり大きなアリーナを冷やすというのは莫大な費用がかかりますので、行政としてのモットーの最小の費用で最大限の効率を上げると、効果を上げるというところからすると、ちょっとこれは外れているんじゃないかと。反対に、ちょっとあまり効果が上がらないじゃないかというふうに私は理解するんですけども。だから、もうちょっとここは検討していただいて、皆さんが納得できるような、そういうものをつくっていただきたいですし、ちなみに、そういうところをちょっと考えていただきたいんですけども、どうですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

利用の状況でございますけれども、基本的には、1週間を通じまして定期の団体が利用されております。これは確認させていただきました、議論ですね。そういう意味では、それぞれの方が公平に使えるようにということで、毎週の曜日を変えて1回、1か月に一度はそういう涼んだ形でプレーができるような、体験ができるような形になっておりますので、そこは公平性を保つために曜日をずらしたものでございます。

それから、更衣室、会議室の利用でございますけれども、会議室につきましても通例的に今利用がされておりますので、会議室を利用するのは難しいというような判断でございます。

また、スポットクーラーにつきましても、先ほど佐々木議員のときに少し検討させていただくと申しましたけれども、アリーナで使うのは料金設定がございますので、そこは難しいと思います。

○議長（重松一徳君）

昼休みに入っておりますけれども、続けて行いますので、御了解よろしく願いいたし

ます。

中村議員。

○5番（中村絵理君）

だから、これは駄目、あれは駄目ではなくて、いかにしたらここを切り抜けられるかというところに視点を置いて考えていただいたほうがいいんじゃないかなと私は思っている次第で、ちなみに、今回もう既に、私7月分もちょっと拝見させていただいたんです、申込みの状況を。そうしたら、第2水曜日にはほかの町外の団体さんがもう朝から夕方5時半ぐらいまで入っとるんです。入っていますね、7月、9時から5時まで入っているのか。それと7月26日にはSAGA2024卓球講習会が9時から21時30分まで入っていると。そういう状況をちょっと私、そう間違いないですか、私この間確認してきましたんですけども、大丈夫で。私が間違っているかな。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

確認というのは、ちょっと昨年の状況で確認をしています。

今回の分につきましては、町内だから入れる、町外だから入れないというのは、なかなかちょっと対応が難しゅうございますので、一定のルールで分かりやすい形で実施したいと思っております。

○議長（重松一徳君）

所管で、もし委員会で聞ける分は委員会をお願いいたします。この場で、町長、教育長が今日は在籍しますので、その場で聞きたいということは構いませんけれども、それをお願いいたします。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

39ページ、13款……（「すみません」と呼ぶ者あり）佐々木議員。すみません、3目ですね。

○4番（佐々木教雄君）

17節、備品購入144万1,000円の件でございます。これは体育館の新札に伴う券売機の

入替えといいますか、ということなんですけれども、券売機、ホットステーションの中にもあるんですけれども、あちらはやらなくていいんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

あちらの券売機はホットステーションの事業者のほうを導入しておりまして、こちらについては対応するように準備を整えておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ホットステーションは事業者さんにやっていただくということですか。じゃなくて、それも併せてやるということですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ホットステーションさんの事業の中で御利用されていますので、ホットステーションさんが事業者に頼んでそちらの新札対応のものに替えるということでございます。

（「誤解されるので、ちゃんと説明しなきゃ。食事の部分は民間で」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

いいですか。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

合宿所の食堂施設は、宿泊された方にお食事を提供していただくというような条件の契約となっております。それ以外の部分でお食事をお昼休みとかやっていただける分は自主的な事業でやっていただいているものでございます。その中で券売機をレンタルで今やられておりますけれども、それを新札対応にする分というのはホットステーションの事業者さんのほうで対応するという話で今準備が進んでいるところでございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ちょっと分かったような、分かんないようなという。整理しますと、合宿所泊まって夜食事をしますよね、ホットステーションの中で。それで、そのときに缶ビールとか飲むんです。券売機で、400円の券売機で出して食事とビールを飲んでいるんです。これ合宿所の利用というふうには考えられないんですか。すみません、最後の質問で。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

宿泊者の方についての食事については券売機は御利用しておりませんで、例えば、泊まった後に、食事が終わった後にまた……すみません、使っておりません。失礼します。

○議長（重松一徳君）

いいですか。また違う場をお願いいたします。松田町長。

○町長（松田一也君）

1泊2食とかいう2食のやつは、もう券売機使わずに全部あそこでやっているの、ビールとかプラスのやつは、もうそれはもともと合宿所の経費には入っていないんです。だから、それはまさに民間で今やっている、我々の一般の昼飯も全部民間でやっているだけの話なんです。だから、そういう意味では、うちが委託しているわけではないので、体育館とは全然違いますという話をしているだけです。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、39ページに行きます。39ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

40ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ以降について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。ちょっと待ってください。

ないようですので、議案第26号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第27号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第27号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の33ページをお開きください。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入りますけれども、事項別明細書の歳入全般について何かあれば挙手をお願いいたします。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

歳入全般についてあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第27号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第28号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第28号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の36ページをお開きください。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

補正予算書に関する説明書に入りますけれども、いいですか。

補正予算書に関する説明書で、実施計画兼事項別明細書の1ページ、何かあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それ以降についてあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、予算キャッシュ・フロー計算書についてあればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、予算損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ。予算貸借対照表。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第28号に対する質疑を終結します。

日程第10 報告第2号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第2号を終わります。

日程第11 報告第3号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 報告第3号 基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案書の41ページです。何かあればお願いいたします。42ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終結します。

日程第12 報告第4号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 報告第4号 基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案書の43ページです。44ページ。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

日程第13 報告第5号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 報告第5号 第3期基山町障がい者基本計画についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

日程第14 報告第6号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 報告第6号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。（「議長、修正、発言の修正できますか」と呼ぶ者あり）どこの。（「国スポの中村議員のところで」と呼ぶ者あり）いつの分、今日の分。（「今日の分です。社協のバスが行き来する場所をちょっと間違っているということです」と呼ぶ者あり）

先ほどの執行部の発言の中で1点修正、訂正の申出が出ておりますので、それを認めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

大変失礼しました。

先ほど中村議員の御質問の中で、国スポのシャトルバスの運行につきまして、社協のバスを利用して基山駅から町民会館ということで御説明させていただきましたけれども、正しくは、社協のバスを利用して大会会場から練習会場までのシャトルバスの誤りでございます。訂正させていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

では、続けます。

日程第15 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第15. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

議員の方にはタブレットに送っております。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後〇時22分 散会～